

所属庁（勤務先）から児童手当を受給している公務員の方へ

～「子育て世帯への臨時特別給付金」の申請はお済みですか～

「子育て世帯への臨時特別給付金」の支給要件を満たす公務員の方については、勤務先（所属庁）より配布された申請書に勤務先（所属庁）で児童手当を受給している証明を受け、申請期限までに令和2年3月31日（新高校1年生については令和2年2月29日）時点で住民票のある市区町村に申請する必要があります。

本市では、6月から申請受付を開始し、申請を終えた方から7月より順次支給を行っています。まだ、申請がお済みでない場合は、速やかに申請してください。

対象児童 令和2年4月分（新高校1年生については3月分）の児童手当（本則給付）の対象となる児童

支給額 対象児童1人につき1万円

申請方法 子育て支援課（本館1階）へ持参または郵送

申請期限 10月31日（日） 当日消印有効

子育て支援課
 問い合わせ 776-8611
 申し込み 吉野川市嶋島町嶋島115番地1
 ☎ 22-2266 FAX 22-2245

就学援助費支給制度

経済的な理由で、子どもに義務教育を受けさせることが困難な世帯に、学校教育に必要な費用の援助を行っています。

小・中学校に通う子どもの保護者が、生活保護法に規定する要保護者（生活保護者）に準ずる程度に困窮している世帯が対象です。

援助を希望する方は、通学する学校へ相談してください。

なお、認定については、世帯の所得状況などにより就学援助認定委員会で決定します。



各小・中学校または学校教育課
 問い合わせ ☎ 22-2273 FAX 22-2270

古紙類の出し方について

新聞紙、雑誌・雑みを資源ごみとして出すときは、①、②の方法をお願いします。

①新聞紙

新聞紙と折り込みチラシは、一緒に紙ひもで十文字にしっかり縛ってください。

②雑誌・雑み

ガムテープを使用しないで、紙ひもで十文字にしっかり縛ってください。

※細かな古紙類については、飛散しますので紙袋に入れて紙ひもで十文字にしっかり縛ってください。

※封筒宛名窓がフィルム（紙以外の素材）でできている場合は、その部分を取り除いてください。



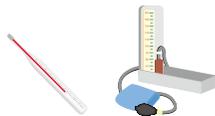
ごみの出し方については、本市の「ごみ分別ガイドブック」に記載していますので、ご参照ください。

運転管理センター
 問い合わせ ☎ 25-2111 FAX 25-2112

使われていない水銀式の体温計・温度計・血圧計を回収します

水銀式の体温計などに含まれる無機水銀が不適切に処理されて環境中に排出されると、メチル水銀に変化し人の健康に重大な影響を及ぼす恐れがあります。

家庭で不要となったものを、市民課（本館1階）および各支所（川島・山川・美郷）の窓口にて回収しますので、ご協力をお願いします。



運転管理センター
 問い合わせ ☎ 25-2111 FAX 25-2112

広報よしがわに関する問い合わせは市長公室まで ☎22-2203 FAX22-2244



できごと



春の叙勲 「瑞宝単光章」を受章

令和2年度春の叙勲受章者が発表され、本市から安原清文さん（山川町）が瑞宝単光章を受章されました。

安原さんは、昭和44年1月に山川町消防団に入団されて以来、意欲的に消防団活動に取り組み、平成5年からは消防団長としてその重責を全うされました。平成12年に退団するまで約30年の長きにわたり地域住民の消防活動、防災への意識高揚と安全で暮らしやすいまちづくりに尽力されました。



△受章された安原清文さん

吉野川市スポーツ推進委員会講習会開催

7月4日、吉野川市民プラザで、スポーツ推進委員会講習会を開催しました。

講習会には、市内のスポーツ団体などから約50人が参加し、鴨島病院理学療法士の田村英司さんから、家庭でも実践できる「こんな時こそ阿波踊り体操」として運動機能の向上について学びました。

また、同病院理学療法士の海部忍さんからは、パラスポーツのボッチャやニュースポーツのクップのルールなどを学び、実際に体験しました。

今後も地域での交流促進や健康増進に努めていきます。



△クップを体験する受講者

吉野川市優良工事表彰

7月28日、令和元年度に竣工検査した対象工事93件のうち、優秀な成績で完成した工事6件（5社）を表彰しました。

本市では、工事施工の適正化および施工技術の向上を図るため、市が発注した請負工事のうち優秀な成績で完了した工事を毎年表彰しています。

表彰された業者は次のとおりです。

- 土木部門 高越建設㈱、新興建設㈱、(有)高野建設
- 建築部門 (株)フタバ
- 空調部門 (有)エレック



△優良工事業者の皆さんと



情報ひろば



人権に関する市民意識調査および事業所アンケート調査にご協力ください

この調査は、市民の皆さんに人権問題に関する意識などを調査し、「吉野川市人権施策推進計画」見直しのための資料として活用することを目的としています。調査の趣旨をご理解いただき、回答にご協力をお願いします。

対象者 18歳以上の市民の中から無作為に抽出した1,000人の方および市内の抽出した事業所200カ所

調査期間 10月1日（休）～10月28日（休）

調査方法 郵送（返信用封筒を同封しています）

調査票の取り扱いについて

回答は無記名であり、統計的に処理しますので、プライバシーの保護はもとより、本調査の目的以外に利用することはありません。

人権課
 問い合わせ ☎ 22-2229 FAX 22-2260

すべての人々の人権が尊重される社会の実現を！部落差別解消推進法

「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日に施行されました。この法律では、現在もなお部落差別が存在すること、情報化の進展に伴って部落差別の状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消を推進し、もって「部落差別のない社会を実現すること」を目的としています。

同和問題とは

日本社会の歴史過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上でさまざまな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。同和問題を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

人権課
 問い合わせ ☎ 22-2229 FAX 22-2260